

以上、要するに、一方では、わが国の学界と世界の学界との連絡結合を回復し、科学奨励政策を推進して、戦時中に後れたわが国の学問的水準を急速に回復することと、かくして得られる科学技術の研究の成果をわが国の行政、産業及び国民生活に滲透させることは、わが国の再建のために不可欠の重要事であるのみならず、一日もゆるがせにすることのできない緊急事である。しかもこのことは、政府の通常の行政機関に担当させては決してその目的を達し得ない事柄である。そこに日本学術会議の使命があるのである。

2-13

庶発第543号 昭和26年7月31日

内閣総理大臣

吉田 茂 殿

公益事業委員会委員長

松本 蒸治 殿

あて(各通)

日本学術会議会長 亀山 直人

電力料金の値上げについて(要望)

電力料金値上げに当つて、研究機関に供給される料金については、研究機関の公益性と研究費の窮乏に鑑み、他の公共的施設と同様最低額の率をもつてせられんことを特に願ひする。

2-14

庶発第558号 昭和26年8月7日

衆議院議長 林 譲治 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

研究者の身分保障について(申入)

本会議は、昭和26年3月3日付第9回総会の議決に基き、国会にて研究者の身分保障に関連する法案を審議の際には、予め本会議の意見を徴されるよう、3月8日付、別紙のとおり申し入れました。つきましては、国立大学管理法案のなかには、研究者の身分保障に重大な関係を有する部分が含まれていると考えられますので、この法案の審議に際しては、本会議の意見を申しのべる機会を与えられるよう希望いたします。

[註 3月8日付の申入れ・・・番号73を参照のこと]

2-15

庶発第552号 昭和26年9月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿
行政管理庁長官 橋本 龍伍 殿 (各通)

日本学術会議会長代理 我妻 栄

日本学術会議事務局の行政整理について(要望)

今般の行政機構改革に当り、政令諮問委員会においては、日本学術会議設置の主旨を是認し、これ